

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第10号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
都市の低 炭素化の 促進に関 する法律 (平成2 4年法律 第84 号) 第5 3条第1 項の規定 に基づく 低炭素化 のための 建築物の 新築等の 計画認定 申請手数 料	都市の低炭 素化の促進 に関する法 律第54条 に掲げる基 準に適合す ると市長が 定める機関 が認めた場 合・ <u>登録住 宅性能評価 機関が住宅 の品質確保 の促進等に 関する法律 第6条第1 項に基づく</u>	都市の低 炭素化の 促進に関 する法律 (平成2 4年法律 第84 号) 第5 3条第1 項の規定 に基づく 低炭素化 のための 建築物の 新築等の 計画認定 申請手数 料	都市の低炭 素化の促進 に関する法 律第54条 に掲げる基 準に適合す ると市長が 定める機関 が認めた場 合

設計住宅性能評価書
(次部において「設計住宅性能評価書」という。) が添付されている場合(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)の別表1の(い)項に掲げる断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の表示があるものに限る。)

その他の場合(1)及び(2) <省略>
(3) その他の建築物
(建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。)第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める

その他の場合(1)及び(2) <省略>

基準に係るものであるもの) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以内のときは 1 件につき 95, 000 円、建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超える 2, 000 平方メートル以内のときは 1 件につき 159, 300 円、建築物の延べ面積が 2, 000 平方メートルを超える 5, 000 平方メートル以内のときは 1 件につき 257, 900 円、建築物の延べ面積が 5, 000 平方メートルを超える 10, 000 平方メートル以内のときは 1 件につき 336, 800 円、建築物の延べ面積が 10, 000 平方メートルを超える 25, 000 平方メートル以内のときは 1 件につき 404, 700 円、建築物の延べ面積が 25, 000 平方メートルを超えるときは 1 件につき 474, 800 円

(4) その他の建築物
(前号以外のもの)

建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき261,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のときは1件につき417,100円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のときは1件につき593,600円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のときは1件につき728,000円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のときは1件につき858,100円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき979,400円

(3) その他の建築物

建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき261,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のときは1件につき417,100円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のときは1件につき593,600円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のときは1件につき728,000円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のときは1件につき858,100円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき979,400円

		400円			
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合・ <u>設計住宅性能評価書</u> が添付されている場合(日本住宅性能表示基準の別表1の(い)項に掲げる断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の表示があるものに限る。)	<省略>	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合	<省略>
その他の場合	(1)及び(2) <省略> (3) <u>その他の建築物</u> <u>(建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る</u>		その他の場合	(1)及び(2) <省略>	

もの) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以内のときは 1 件につき 48, 600 円、建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超える 2,000 平方メートル以内のときは 1 件につき 82,600 円、建築物の延べ面積が 2,000 平方メートルを超える 5,000 平方メートル以内のときは 1 件につき 137,700 円、建築物の延べ面積が 5,000 平方メートルを超える 10,000 平方メートル以内のときは 1 件につき 182,300 円、建築物の延べ面積が 10,000 平方メートルを超える 25,000 平方メートル以内のときは 1 件につき 219,900 円、建築物の延べ面積が 25,000 平方メートルを超えるときは 1 件につき 259,300 円

(4) その他の建築物

(3) その他の建築物

(前号以外のもの)

建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき131,900円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のときは1件につき211,500円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のときは1件につき305,600円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のときは1件につき377,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のときは1件につき446,500円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき511,500円

建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき131,900円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のときは1件につき211,500円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のときは1件につき305,600円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のときは1件につき377,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のときは1件につき446,500円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき511,500円

<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
省略>	設計住宅性能評価書が添付されている場合（日本住宅性能表示基準の別表1の（い）項に掲げる断熱等性能等級の表示があるものに限る。）	<省略>	省略>	登録住宅性能評価機関が住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書（次部において「設計住宅性能評価書」という。）が添付されている場合（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）の別表1の（い）項に掲げる断熱等性能等級の	<省略>	<省略>

				表示があるものに限る。)
	<省略>	<省略>		<省略>
<省略>	<省略>	<省略>		<省略>
<省略>	<省略>	<省略>		<省略>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	<建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの		<建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの	
	建築物エネルギー消費性能	<省略>	建築物エネルギー消費性能	<省略>

	基準等を定める省令第1条第1項第1号口及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るもの		基準等を定める省令第1条第1項第1号口及び第8条第1号イ(2)に定める基準に係るもの	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<省略>	<省略>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<省略>
	<省略>	<省略>		
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<省略>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<省略>	<省略>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<省略>
	<省略>	<省略>		

6条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	定める省令第1条第1項第1号口及び <u>第10条</u> 第1号イ(2)に定める基準に係るもの	定める省令第1条第1項第1号口及び <u>第8条</u> 第1号イ(2)に定める基準に係るもの
<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。